

島根県健康福祉部障がい福祉課

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

# 障害者差別解消法が 平成28年4月1日に施行されます。

この法律は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

国の行政機関や地方公共団体等並びに民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止することなどが定められています。

## 「障がいを理由とする差別」とは？

**ポイント** 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	<b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	<b>法的義務</b> 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	<b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	<b>努力義務</b> 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※雇用の分野においては、障害者雇用促進法により民間事業主も合理的配慮の提供が法的に義務づけられます。

### ＊不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

例えば…

- 障がいを理由に窓口対応を拒否したり、順序を後回しにする
- 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む
- 施設内への身体障がい者補助犬の同伴を拒否するなど

### ＊合理的配慮

障がいのある方から何らかの配慮を求める意見の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

例えば…

- 段差がある場合に、車椅子を持ち上げるなどの補助をする
- 高い所に置かれたものを取って渡す
- 筆談、読み上げなど、障がいに応じて分かり易いコミュニケーション手段を用いるなど

一人ひとりが差別の解消のためにどのような配慮が必要かを理解し、実践することで、障がいのある人もない人も同じように暮らすことができる地域社会を作っていきましょう。

#### 「障害」の表記について

島根県では、県が作成する公文書や広報誌等について、法令・条例等の名称や用語、団体・施設等の固有名詞、医療用語等を除いて、原則「障がい」と表記しています。



島根県健康福祉部障がい福祉課

# 障がいのある人もない人も 誰もが共に暮らしやすい社会を目指して あいサポート運動に 参加しよう!



島根県観光キャラクター「しまねっこ」  
島根連許証第2590号

あなたにできる“ちょっとした手助け”があります。

## ♥「あいサポート運動」とは？

様々な障がいの特性や障がいのある人に必要な配慮などを理解し、日常生活のなかで障がいのある方が困っているときに、ちょっとした手助けを行う運動です。

あいサポート運動を実践していく人を「あいサポーター」と呼び、意欲のある方なら誰でもなることができます。

県内のあいサポーター数 / 26,642人 (平成28年2月末現在)

## 「あいサポーター研修」を受講された方のご感想を紹介します

職場窓口での対応のため企画しました。障がい者への理解の第一歩として有意義な研修でした。  
見ただけではわかりにくい障がいもあり、知識があるとないとでは対応が変わってくると思いました。

「これからは気軽に声をかける勇気がわいた」「さっそく車でサポートができた」「バッジをつけて街を歩いたら「ありがとう」と言われた」  
等々研修の成果がありました。



## ♥「あいサポーター」になるには？

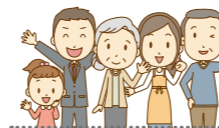
職場やPTAの研修として、学校行事で、地域の会合の中で、サークルの仲間たちと「あいサポーター研修」を実施しましょう。

研修を実施したい場合は、最寄りの市町村社会福祉協議会にお申し込みください。研修講師(メッセンジャー)を派遣します。(派遣は無料です。)

※個人での申し込みでも、あいサポーターになることができます。詳しくは、島根県障がい福祉課(TEL0852-22-6009)にお問い合わせください。

## ■あいサポーター研修お問い合わせ先 最寄りの市町村社会福祉協議会

松江市 TEL0852-21-5773	川本町 TEL0855-72-0104
浜田市 TEL0855-22-0094	美郷町 TEL0855-75-1345
出雲市 TEL0853-23-3781	邑南町 TEL0855-84-0332
益田市 TEL0856-22-7256	津和野町 TEL0856-74-1617
大田市 TEL0854-82-0091	吉賀町 TEL0856-77-0136
安来市 TEL0854-23-1855	海士町 TEL08514-2-0010
江津市 TEL0855-52-2474	西ノ島町 TEL08514-6-1470
雲南市 TEL0854-45-9888	知夫村 TEL08514-8-2270
奥出雲町 TEL0854-54-0800	隠岐の島町 TEL08512-2-0685
飯南町 TEL0854-76-2170	



「あいサポーター研修」を受けて、  
多様な障がいの特性や必要な配慮を知ることから始めましょう!

## あいサポート 企業・団体 募集

## 「あいサポート企業・団体」とは？

職員を対象としたあいサポーター研修を行うとともに、あいサポート運動を広めるための取り組みを行っていただける企業・団体からの申請により、県が認定しています。

- 取組例**
- 職員を対象としたあいサポートバッジの着用推奨
  - 自社広報物、自社ホームページ等での「あいサポート運動」の掲載 など

申請書は、島根県障がい福祉課のホームページからダウンロードできます。

県内のあいサポート企業・団体数 / 153企業・団体 (平成28年2月末現在)



★あいサポーター研修  
小学校高学年向け資料があります。  
お問い合わせは  
島根県社会福祉協議会へ  
TEL0852-32-5972